

議案第 28 号

海老名市市税条例の一部改正について

海老名市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため

海老名市市税条例の一部を改正する条例

海老名市市税条例（平成２９年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第１７条中「及び扶養親族」の次に「（年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第２２条第１項中「第４条の７」を「第４条の３」に改め、「又は各連結事業年度」を削る。

附則第１１条の見出し中「、法附則第１５条の８及び法附則第６４条」を「及び法附則第１５条の８」に改め、同条第１４項を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（１） 第２２条の改正規定及び第３項の規定 令和４年４月１日

（２） 附則第１１条の改正規定及び第４項の規定 令和５年４月１日

（３） 第１７条の改正規定及び次項の規定 令和６年１月１日

（個人の市民税に関する経過措置）

- この条例による改正後の海老名市市税条例（以下「新条例」という。）第１７条の規定は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（法人の市民税に関する経過措置）

- 新条例第２２条の規定は、令和４年４月１日以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 4 この条例による改正前の附則第 11 条第 14 項の適用を受けた資産に対して課する固定資産税については、当該資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度分に限り、なお従前の例による。